

告示

埼玉県告示第二百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第三百九十一号で告示した深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道（川本処理分区）

三 事業施行期間

昭和六十一年三月十八日から令和十四年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十一年埼玉県告示第三百九十一号、平成二年埼玉県告示第千五百八十二号、平成六年埼玉県告示第三百八十四号、平成六年埼玉県告示第千八百八十号、平成九年埼玉県告示第四百八十一号、平成十三年埼玉県告示第三百七十四号、平成十七年埼玉県告示第二百六十七号、平成二十一年埼玉県告示第四百四十六号、平成二十二年埼玉県告示第五百十五号、平成二十八年埼玉県告示第三百八十一号、平成三十一年埼玉県告示第三百二十五号及び令和四年埼玉県告示第三百九十四号の事業地に深谷市畠山五所字五ヶ所及び字若宮、畠山中央字梅井、字水押、字金井、字五ヶ所、字根岸、字前根岸、字中居、字上中島及び字馬場、本田第2字岡屋敷及び字内田、本田第4字三井、字坂下、字宿及び字後、本田第5字後、字上宿、字根岸、字下宿、字馬場、字前八幡及び字棒田、本田第6字分梨子、字西上本田、字棒田前、字上本田前、字上本田後、字揚慮木花、字上本田東、字上本田、字芳沼、字南芳沼、字黒野谷、字田向、字宮ノ入及び字西黒野谷、本田中央字坂下、字岡屋敷、字尾中、字根岸、字稻荷林、字上大塚、字下大塚、字社宮司及び字鶴巻地内において事業地を加え、明戸字久保及び中里前、畠山五所字若宮及び川端、上原字沢口、字東、字前原及び字後、菅沼字古瀬、字向河原、

字前方及び字半佐林、長在家西字前原、字上及び字稻荷西、田中北字祐門寺、字沢口及び字沢口前、田中第1字新田、字新堀、字的場、字見目下及び字貴舟、田中南字中、字東及び字西谷地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし